

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪・関西万博公式キャラクター着ぐるみ(万博推進局) 買入	15:服類	(株) 電通プロモーションプラス	5,075,070	令和5年7月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	随意契約理由書記載のとおり	
2	ろ過式集じん装置用ろ布(北斎場)買入	19:産業用機器	ホソカワミクロン(株)	9,163,000	令和5年7月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	空気呼吸器ほか1点 買入	59:消防・防災用品	真弓興業(株)	12,843,600	令和5年8月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	段差付きPE袋入れ結さつバンド 買入	45:その他材料	仁礼工業(株)	3,168,000	令和5年8月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	メインストレッチャー修繕	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	4,497,075	令和5年8月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
6	陰圧式患者搬送器具用ULPAフィルターほか2点買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	19,316,000	令和5年9月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

大阪・関西万博公式キャラクター着ぐるみ（万博推進局）買入

## 2 契約相手方

（株）電通プロモーションプラス

## 3 随意契約理由

大阪・関西万博の公式キャラクター（以下、「公式キャラクター」という）は、（公社）2025年日本国際博覧会協会（以下、「博覧会協会」という）にて一般公募により、令和4年3月にデザインを決定し、同年7月に愛称を「ミャクミャク」として公表し、公式キャラクターをきっかけとして大阪・関西万博への興味・関心を高めるため、イベントやメディア露出を積極的に進めている。

イベントやメディア露出にあたっては、公式キャラクターをより親しみやすく認知してもらうため、博覧会協会において令和4年7月に大阪・関西万博公式キャラクター着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を作成。その後、大阪府市においてもイベント等での活用機会が多く見込まれることから、令和4年8月に公式キャラクターの知的財産権を有する博覧会協会より着ぐるみ作成の許可を得た上、同年9月に万博推進局において着ぐるみ3体を作成したところであるが、今後、本市においてより多くの活用機会が見込まれることから、本調達により着ぐるみを追加する。

なお、着ぐるみの作成にあたっては、公式キャラクターの知的財産権を有する博覧会協会より、公式キャラクターの価値を著しく損なう恐れがあるため、着ぐるみの立体デザイン図面を所有する上記事業者での作成のみ許可されていることから、上記業者を指定する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

万博推進局 機運醸成部推進課

（電話番号 06-6690-7648）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ろ過式集じん装置用ろ布（北斎場）買入

### 2 契約の相手方

ホソカワミクロン株式会社

### 3 随意契約理由

今回買入の北斎場ろ過式集じん装置用ろ布は、ホソカワミクロン株式会社製の排ガス処理装置の主要構成部品であり、排ガス性状（量・温度・流速・圧力損失等）を考慮して、当該会社が独自の技術により設計・製作したものである。したがって、本部品はろ過式集じん装置と一体であり、形状・寸法、材質及び性能保証の関係から他社製品は使用できないため、ホソカワミクロン株式会社製を選定するものである。

よって、本部品は、ホソカワミクロン株式会社が直接販売を行なっており、他社では取扱いが出来ないため、ホソカワミクロン株式会社を特名するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 斎場霊園担当（電話番号 06-6630-3137）

なお、直販販売証明書は環境局にあり

有効期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日

## 随意契約理由書

1 案件名称  
空気呼吸器ほか1点 買入

2 契約の相手方  
真弓興業株式会社

3 随意契約理由  
(1) 機種選定理由

空気呼吸器は、空気ボンベに接続する本体、着用者の顔に密着させる面体で構成され、火災現場等の煙が充満しているような呼吸をすることが困難な環境でも、ボンベ内の空気を吸うことにより独立した呼吸が可能となるもので、消防活動に欠かせない機器であり、当局が救助活動を行う上で以下の性能を有する必要がある。

①本体

- 1 自動陽圧機能及び強制送気機能を有していること
- 2 レギュレータ内部に浸入した水を排出できる構造及び冬季でも凍結しにくい構造を有していること
- 3 ボンベ残圧が6 Mpa～5 Mpaになると「ブザー音」及び「光」による警報を発すること
- 4 レギュレータと面体が左右いずれの方向からでもワンタッチで接続できること
- 5 レギュレータの点検及び清掃が容易で、隊員が行えること
- 6 導管の導線は、肩パッド固定具とレギュレータ接続部が同一側にあること

②面体

- 1 当局が保有する空気呼吸器（エア・ウォーター防災株式会社 ライフゼム A 1-12 OS型）に装着し、正常に使用できること
- 2 締め紐は、すべての箇所が締め付け調整可能であること。
- 3 首かけ紐は、面体を迅速に装着できるよう最下部のバックル部分に取り付けられていること。
- 4 首かけ紐にあっては、長さ調節可能であること。

必要な性能を満たす空気呼吸器の本体及び面体は、エア・ウォーター防災株式会社製の「ライフゼム A 1-12 OS型」、「CX面体 OS型」のみであるため、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

上記製品及び消耗品の販売、修理については、エア・ウォーター防災株式会社の関西地区唯一の総代理店である株式会社重松製作所から認定された、大阪市における唯一の販売代理店である真弓興業株式会社以外では履行することが不可能であるため、上記業者を指名する。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署  
消防局警防部警防課（消防装備） （電話番号 06-4393-6508）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

段差付き PE 袋入れ結さつバンド 買入

## 2 契約の相手方

仁礼工業株式会社

## 3 随意契約理由

## (1) 機種選定理由

平成8年12月25日付け「と畜場法施行規則の一部改正する省令」に基づき改正されたと畜場の衛生管理基準（病原性大腸菌O-157対策）は、と畜場の施設設備等の衛生管理及びとさつ解体工程の衛生管理の2点を骨子として構成されている。

その中で、微生物（細菌等）がとさつ解体工程で枝肉を汚染しないようにするため、放血、頭部の処理、と体の剥皮及び内臓処理等の各工程においてナイフ等解体器具を83℃以上の熱湯で消毒すること及び手指を汚染されるたびに洗浄消毒することに加え、汚染原因となる消化管内容物の漏出を防止する観点から、食道・肛門の結さつ等が規定されている。

肛門結さつを行うに際し、結束紐を収めた袋が必要不可欠であるが、当時このような製品は存在せず、上記基準の遵守にあたり、東京都中央卸売市場食肉市場関係者が仁礼工業株式会社に製作を依頼し、同社が開発、製作及び特許権の取得をしたものである。現在も上記業者以外に袋付き結さつバンドを製作している事業者はおらず、当市場においても解体処理の衛生的措置を実行すべく同製品を使用していることから、本製品を指定する。

## (2) 業者選定理由

当該物品については、同社が独占的に製造・販売権を有しているため。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 業務管理担当（06-6675-2026）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

メインストレッチャー修繕

## 2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社

## 3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分にあたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理する場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解したうえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社（以下「メーカー」という。）は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、国内における唯一の販売代理店であり、大阪支店に大阪府内における一切の権限を委任している。上記業者は、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な業者である。

よって、上記事業者を指定する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6198）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

陰圧式患者搬送器具用 ULPA フィルターほか2点 買入

## 2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社

## 3 随意契約理由

当局が使用している株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメント社製陰圧式患者搬送器具「e capsule」の各構造部は、製作会社独自の設計に基づく各純正部品から成っており、他社メーカー品とは規格が異なり、互換性がなく、他社製品を使用することができない。

日本船舶薬品株式会社は株式会社トヨタカスタマイジング&ディベロップメント社製陰圧式患者搬送器具「e capsule」の付属機器（部品）販売に関して日本唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

## 5 担当部署

消防局救急部救急課（救急装備） （電話番号 06-4393-6627）